

2019年度基準改定説明会での質疑応答一覧

2019.1.15

開催回	番号	質問	回答
第1回	1-1	個別基準の必須事項(4年間、数学、自然科学、科学技術が60%以上)が撤廃されたので、3年で卒業する学生も認められると考えてよいのか？	「認定・審査の手順と方法」に明記されている通り、学士課程プログラムは4年間のカリキュラムが設定されている必要がある。ただし、優秀な学生が3年間で標準4年間の教育課程を修めて所定の単位を取得し、学習・教育到達目標を満たし、かつ大学が学士号を授与する場合は、従来から修了生として認めている。学士号を授与せずに大学院に進む場合は修了生から除くようお願いしている。
	1-2	高専の場合、自分で学士号を授与できないが、JABEEとしては学習・教育到達目標を達成しても学士号がないと修了生として認められないということか？	「認定・審査の手順と方法」の2.1では学習・教育到達目標を達成した後、学位授与機構から学士号が与えられることが条件となっている。
	1-3	SWDでWがついた場合中間審査となるが、中間審査でもWがついた場合は、アドミッションポリシーやカリキュラムを変えるよう要求されるのか？	中間審査でWがあっても認定自体は継続する。Wは「満たしているが6年は持たない恐れが大きい」と判断した場合などに該当する。審査結果を受けてアドミッションポリシーやカリキュラムを変える必要があるかどうかは、どの項目にWがついたのかによるので、一概には言えない。ただ、全面的な改定を伴う場合は、現状で大きな影響を及ぼしていると考えられるのでWに該当しない(Dとなる)と思う。なお、JABEEは審査・認定に際して認定基準適合の観点から問題点を指摘するだけであり、どのように改善するかはプログラムが当然自主的に決定し、行うことである。
	1-4	個別基準の勘案事項が将来必須事項に変わることはあるか？	少なくとも基準委員会で勘案事項を必須事項にするといった議論が行われたことはない。当然ながら、勘案事項の内容を状況によって変えていくことはありうる。特に分野別要件は他の勘案事項と比べて頻繁に変わる傾向がある。ただし、あくまでも勘案事項であるから、改定されて即時に完全に満たすような対応を求めているいない。
	1-5	プログラム履修生とそれ以外の学生と一緒に受けている科目のエビデンスとして履修生以外のものも許されるのか？	その科目の目標を達成していることを示すのであれば、履修生以外でもよい。しかし、基準3でプログラムの修了生が学習・教育到達目標を達成しているかどうかを示すためには、修了生の資料でなければならない。
	1-6	2018年度の審査で[C]をつけたい場合は、Wにしたほうが良いということか？	2018年度はまだ[C]をつけることができるので、どうしても必要な場合は[C]をつけて構わない。ただし、今回の改定の趣旨である負荷の軽減や、重要な項目を重点的に見ることを考慮して判定していただけたら、来年度からの基準の趣旨に沿った審査が早い段階からできると思う。この件に関しては、認定・審査調整委員会を通じて各分野に依頼等がなされると考える。
	1-7	複数のプログラムをまとめて受審することについての、受審側のメリットとは何か？実地審査の日程を合わせるのが大変である。	審査側としては、共通の項目を代表者が見ればよい。受審側としては学部長などの責任者が何度も面談する事態を避けられる。審査料も若干安くなる。プログラム間の判定のばらつきを抑えることができるという点では、プログラムにもメリットがある。
	1-8	複数プログラムの審査とするために、受審年度を前倒しすることを依頼されるが、認定期間が短くなるのでメリットがない。	JABEEでも問題点は認識しており、現状ではまとめて審査が受けられるようにできる状況にはないと思っている。特例措置によりある範囲内で審査を後ろにずらせる等について議論しているが、その措置がワシントン協定等から問題視され、除名されるような事態にならないよう検討する必要があるため、しばらく時間が必要である。
	1-9	改定後も全ての科目の成績資料の全数保管を求めるのか？	以前から学習・教育到達目標達成に重要な科目の合格水準を示せる主要な答案等を保管するよう求めている。それは電子化等されたものであってもよく、原本保存でなくてもJABEEは構わない。保存が目的ではなく、科目合格水準を示すことが目的であることに留意してほしい。
	1-10	基準3.1の説明で「学習・教育到達目標を達成しない履修生が、自主的にあるいは規則等により強制的にその履修生としての身分を失うことを本基準項目は妨げない」とあるが、履修生が途中でそのプログラムをやめることは可能なのか？	可能であるが、それによって学生や教員が学習意欲や教育意欲を失うことにならないようにしてほしい。他のプログラムに異動したいなどの学生の選択を妨げないようにすべきであるが、異動する学生があまりにも多い場合、プログラムの内容に何らかの問題があると思われる、プログラムが何か手を打っているのかを基準4などで判断することになる。

開催回	番号	質問	回答
第2回	2-1	解説の中に「適切になされている」といった表現が出てくるが、これには数値的な基準はあるのか？	「適切」の程度は数値で表現していない。社会や分野の状況を考慮して、プログラム運営組織が自己点検書や実地審査閲覧資料などを通じて適切であると主張し、それを審査チームが妥当な主張かどうかを判断する。このため、多くの事例を収集して「適切」の程度を体感することが審査員にとってもプログラム運営組織関係者にとっても重要である。例えば、JABEEが開催するワークショップに参加したり、審査チームに加わったりすることで、「適切」の程度を体感することができる。
	2-2	基準の解説のP7で「勘案事項は直接判定しない」と言っている一方、基準1.2の判定の目安のWで「勘案事項への対応の合理性が一部不足」と言っている。これは勘案事項について判定を行っているのではないのか？	審査チームは、審査項目と勘案事項との対応関係が明確であるかを勘案する。勘案事項はその分野における標準的な内容を記載したものに過ぎないので、勘案事項の内容と異なる方法を取ってもよいが、その場合はそれで問題ないことの説明が必要となる。
	2-3	今回AとCがSとなり、シートの細分化もなくなった。今までCだったものがWになるのではないのか？また、基準があまりになって判断しづらくなり、審査チームによるばらつきが大きくなるのではないのか？	改定の目的の一つは審査の質向上であり、この目的に沿って重箱の隅をつつくような審査はやめようとする基準の細分化をとりやめた。基準項目の整理・統合によって審査チームの判断が難しくなる可能性はあるが、JABEEとしては審査員研修の充実等を図り、審査の質向上に努める。統合された後も従来のフィロソフィーを崩さないようお願いしたい。
	2-4	基準の解説のP29で認証評価と「堂々巡りの引用関係」という記述があるが、どういう意味か？	学位授与機構は領域6でJABEEの審査結果を使用する考えであり、JABEEの審査で学位授与機構の認証評価結果を使用する場合は、それ(学位授与機構が使用したJABEEの審査結果)を使用しないことという意味である。
	2-5	「その他関連文書」P6の審査団の構成で、審査研修員は必要に応じて審査団に加えるとなっているが、審査団に審査研修員を設置することなのか、審査団に審査研修員がいる場合に、必要に応じて審査チームに所属させるかさせないかを定めるということなのかどちらの意味か？	審査研修員は審査チームに所属する。審査研修員は加えなくてもいいが、将来の審査員になるための研修者なので、なるべく参加させるようにしている。
	2-6	基準の解説のP25(基準3.1)で、「学習・教育到達目標を達成しない履修生が、自主的にあるいは規則等により強制的にその履修生としての身分を失うことを本基準項目は妨げない」という記述を入れた理由は？	基準3.1では、修了生全員が学習・教育到達目標を達成していることを求めているが、修了しない(プログラムから離脱する)学生の有無(多少)で判定を変えることはしないという意味である。プログラムから離脱する学生が多いことに関して問題があれば、他の項目(基準4など)で指摘すべきである。
	2-7	プログラムの修了要件は満たさないが卒業要件を満たしている学生は、卒業させていいということか？	審査対象プログラム以外にその学生が所属することができるプログラム(名称が付されていない場合を含む)が存在する場合には、その通りである。修了できない人が審査対象プログラムから離れてどのようにして卒業するかについてはJABEEは口出ししない。むしろ、そのような状況に対してプログラムにどのような問題があり、どう改善するのが重要である。このことは今回の基準改定からではなく以前別文書により明らかにしていることだが、今回の改定に合わせて解説に記載した。
	2-8	基準改定で縛りが緩くなるような気がする。従来CをAにしようと頑張ってきた人が、認定されればそれでいいという考えになってよろしくないのではないのか？	過去の認定基準は細かい項目が多すぎた。2012年度の改定で減ったが、依然として重箱の隅をつついて感がある。今回の改定の趣旨は、より本質的な部分に審査の重点を置いて、細かいところはプログラムに任せるということであり、プログラムはやり易くなると思っている。 なお、S判定の場合、従来の「根拠・指摘事項」に優れている点、改善が望ましい点等を必要に応じて記載することとなっているので、同じS判定であったとしてもある程度の優劣はプログラムに伝わるものと考えられる。
	2-9	従来の基準では、良くも悪くも細かい項目を機械的にチェックしていけば審査ができた。これからは審査員の主観的な判断が増えると考えてよいのか？	項目は減らしたが、実質的な内容は減らしておらず、また、重要な項目に関しては事実上そのままとしている。審査員には、項目チェックよりも高い見識が必要な基準項目適合に関する総合的判断が必要になる。プログラムにとっても基準が緩和されたわけではないので、教育の継続的改善を組織として着実に進めていかないと全基準項目でS判定とはならない。

開催回	番号	質問	回答
第3回	3-1	JABEEの認定結果と認証評価の結果は双方向で使用できるのか？	基本的にはJABEEの審査結果を認証評価(現時点では大学改革支援・学位授与機構による高専評価、大学評価が対象)で使用する。JABEEの認定結果を使用していない認証評価の部分をJABEEの認定審査に活用することは構わない。但し、JABEEの認定審査に活用する場合には、教育機関全体ではなくプログラムの状況がわかることが必要となる。また、認証評価とJABEE認定審査で相互に結果を引用する状況は評価・審査の実体がなくなるので認められない。
	3-2	学習・教育到達目標を達成すれば(a)～(i)を身につけていることになるが、基準3.2では(a)～(i)自体の達成も評価するようになっている。そうならば、学習・教育到達目標を(a)～(i)としてしまえばいいのではないのか？	学習・教育到達目標は目標とする技術者像に向けてどのような能力を身につけさせるのかという、大学が持っている考え方。(a)～(i)はワシントン協定が求めている項目であり、それを身につけさせることを基準に含まないと協定に加盟することはできない。知識・能力観点(a)～(i)に水準を付してプログラムの学習・教育到達目標にすることをJABEEは推奨しない。なぜなら、プログラムが定める「自立した技術者像」に将来なるために修了時に修得すべき知識・能力として、プログラムが自主的に決定するものが学習・教育到達目標だからである。もし、JABEEが(a)～(i)の内容を変更した場合(今回も若干ではあるが変更している)、プログラムの学習・教育到達目標を直ちに改定しなければならない、というのは主従が逆転していると思う。
	3-3	「学生に周知する」という基準に関して、実際に周知されているかを学生に確認するというようなことはないと考えてよいのか？	そのように考えていただいてよい。周知する仕組みができていて、実施されており、その実施状況を根拠をもって自己点検書等で説明されていけばよい。面談で学生に尋ねることはあり得るが、その目的は当該学生が記憶しているかどうかではなく、プログラムによる実施状況が自己点検書等に記載されている通りなのかどうかを確認するためである。
	3-4	基準2.2の「主体的な学習を促している」ことを示すのはなかなか難しい。シラバス、ガイダンス、授業のやり方等で説明すればよいのか？	そうである。また、学生が主体的に学習できる環境が整えられているかどうかを提示していただければよい。個々の学生が実際に主体的な学習を行っていることを確認するのは非常に困難であるし、その確認を審査することは学習・教育到達目標の達成と教育の継続的改善を柱とする認定基準にとって重要性が高くないため、全体としてどういう状況なのかを示してほしい。
	3-5	判定の目安でWの項目の「継続性」のところに「迅速な対処により適合を維持できる見込みが高い」とあるが、それでもWなのか？	Wは不適合ではないので「基準を満たしている」としか言えない。「適合を維持できる」というのはDにはならないという意味と理解してほしい。
	3-6	C判定がなくなると、従来のC判定が今後はW判定になると思ってしまうが、どうか？	従来のAとCがSに統合されるので、CがWに移る訳ではない。現状がWであっても改善が進行中であればSと判定される場合もあるので、認定基準への適合の度合いを強化するための対策やその準備状況を積極的に自己点検書に書いていただきたい。
	3-7	JABEEの目的の中に「技術者教育の質向上に関する啓発活動を行う」とある。たとえば(i)の「チームで仕事をするための能力」をどのようにして身につけさせるのかわからないので指導してほしいが、JABEEはプログラムの自主性を損ねるので教えないということだと思う。どうすればよいのか？	(i)については「認定基準の解説」の記述を参考にしてほしい。また、JABEEは日本工学教育協会と協力してワークショップを開催しているので、そのような機会を活用してほしい。また、審査の実態は審査チームに加わる、分野別審査委員会に加わる等で把握・認識できるので、積極的な参加をお願いしたい。審査から得たGood Practiceの紹介をこれまでJABEEは行っていないが、意見は持ち帰って検討する。
	3-8	文科省の「JABEEの技術者教育認定に関する検討委員会」の提言は今回の改定に反映されているのか？その委員会の提言でまた基準が変わるといったことはあるのか？	今回の改定はそのことを考慮している(スライドにある「外部からの提言」はそれを含んでいる)。ただし、JABEEはNGOであるし、認定は国による許可・登録制ではないので、文科省が言ったから変えないといけないということはない。
	3-9	最初の頃から認定を受けているが、最近認定プログラム数が減っているというのは心配である。今後改善する見通しはあるのか？	教育機関の予算が減っていることや熱心に推進してこられた先生が退職される等、原因はいろいろあると思う。今回の改定では、なるべく負担を減らしていくことを目指しており、学位授与と機構との話し合いにより重複をなくすこともその一環である。ワシントン協定の他の加盟国や協定への加盟を準備している国での熱の入れようは日本の状況に比べて大きな違いがある。

開催回	番号	質問	回答
	3-10	<p>基準3.1で、実地審査においてプログラムが決めた主要な科目のエビデンスを閲覧するという記述があるが、組織として揃えたエビデンスのうち主要科目を閲覧することなのか、主要科目のエビデンスを揃えておけばいいということなのかどっちか？</p>	<p>学習・教育到達目標達成にとって重要な科目が主要科目であり、その主要科目で適切な水準に到達した履修生が合格(単位取得)していることを示す最小限の資料が「エビデンス」となる。このため、JABEEの認定審査対応としては全科目保存の必要性はない。教育機関として全科目の答案等の保存基準が定められている場合には、その中から範囲内で「エビデンス」として第三者(審査チーム)に十分説明可能な資料を抽出することとなる。</p>

開催回	番号	質問	回答
第4回	4-1	学習・教育到達目標の具体的な水準はどのように設定したらいいのか？	例えば、ルーブリックが用意されていて、その段階を見ていくとその達成度を理解しやすくなっている例等があった。そういうものを参考にされるのも一案である。
	4-2	審査において準備する資料は、主要科目だけでよいとのことであったが、主要科目以外の資料については準備しなくてもよいのか？	学習・教育到達目標の達成のための、主要な科目に割り振られた科目については、準備が必要と考えられる。一般的には、JABEE履修科目で修了するうえで、専門科目と例えば外国語が学習・教育到達目標達成のための主要科目とされていれば、その科目等があげられる。
	4-3	シラバスについては、不十分であっても速やかに改善可能であれば良いとのことであったが、我々が不十分と認識して対応しようとしても、速やかに改善出来ない(例えば、共通教育で全学部に関わるもの等)ことがある場合は、どのようにしたらよいか？	学習・教育到達目標の主要な科目に割り振られていない場合、そのシラバスの整備に関しては多くを求めないとしている。主要科目一つとして外国語等が入っている場合は、その関係部門と改善を進めていく必要があるが、主要科目の多くは、専門科目等で、比較的改善が行ないやすくなっているのではと考えられる。
	4-4	機関別認証評価機関との連携の件で、領域6を代用する予定で進行中とのことだが、今どれくらいの状況か？もう結果がでているのか？	現在、学位授与機構と領域6に関する各項目を比較し、審査内容の重複低減を具体的に検討している段階(今回の資料にあるWebsiteを参照)。最終結果は、学位授与機構より発表される。
	4-5	基準2.4のアドミッション・ポリシーについて、共通教育開始時におけるアドミッション・ポリシーと当該プログラムに対するアドミッション・ポリシーの両者が必要とのことであったが、高専の場合は、本科入学時とプログラムが始まる4年生の時のアドミッション・ポリシーの2種類が必要ということでしょうか？	大学の場合に入学時に必要なアドミッション・ポリシーが高専の場合には本科入学時のアドミッション・ポリシーである。加えて、履修生としての登録が確定する専攻科入学時にもアドミッション・ポリシーが必要となる。
	4-6	先程の説明の中での言葉についての確認だが、“主要である科目”、“重要性のある科目”について、再度ご説明をお願いしたい。	“主要である科目”と“重要性のある科目”は同義と捉えていただけてよく、表4を作成するときに、◎の科目と、○の科目があると思うが、基本的には、この◎の科目のことと考えていただけてよい。
	4-7	審査報告書の評価の記述で、“～に改善が望まれる”等の定型の表現があったが、これらは、今後も同様ということでしょうか？	まだ、正式には決定していないが、基本的には、同等と考えて良い。従来のA”～に適合している”、C”～懸念がある”等の記述が、基準改定後のSIに使用可能と思われる。
	4-8	自己点検結果の複数プログラムの場合で、各プログラム共通に実施している部分とプログラム固有に実施している部分を区別(色分け)するとなっているが、以前の一斉審査の際に、共通のはずなのに、エビデンスも記述の内容もバラバラで、どこが共通かみつけるのに、非常に苦労した経験がある。同じ大学なのに、チームワークが疑われた。今後改善されるよう是非要望したい。	状況は、よく理解できる。持ち帰って、上位の委員会等で議論し、改善を促していきたい。
	4-9	組織の改組があり、改組後の学科について、次回受審の時、継続審査の方がよいのか新規審査の方がよいのか検討している。何か判断基準があれば、ご教授願いたい。	プログラムの同等性が担保できるかどうかが一番の基準となると思われる。改組前の4年生が修了した学習・到達目標とそれを到達するために設けられたカリキュラムが、改組後の1年生が4年生になり修了したときのものと同等ですと説明できれば、継続審査で大丈夫と思われる。ただし、年次報告書を提出した際に、改組の記載をしていただけて、同等でないと判断された場合は、新規審査となる場合もあると考えられる。 改組により新しい事をやろうとしたときに、それが審査の負荷により阻害されるということはJABEEとしても避けたいので、不明点等は、事務局にご相談願いたい。

開催回	番号	質問	回答
	4-10	エビデンスの開示について、従来はテスト答案等になる場合があるが、資料では、“合格水準のものを必要に応じて実地審査において閲覧する”となっているが、どのくらい準備しないといけないのか？(成績一覧表があつて、審査団がピックアップするのが妥当という意見も、分野であつたが)	当該科目に課せられている知識・能力の獲得に関して、どのような方法で確認し、どの程度の水準で合格としているのか、が明らかとなる程度のものである。このため、一般論とすれば採点基準と複数の採点結果があると第三者(審査員)を納得させる説明ができるのではないかと。JABEEの審査は性悪説を採用していないので、全数点検を審査チームに求めているし、審査チームは行うべきではない。
	4-11	審査において準備する資料は、主要科目だけでよいとのことであつたが、今までの審査では、すべてのエビデンスを準備した経験がある。何か従来と比較し不公平感があるし、審査の質をおとすのではないかと懸念される。	従来の審査でも「主要科目について代表的な」としており、今回の基準改定に伴って変更したものではない。最終的には、プログラム側が総合的に学習・教育到達目標を達成しているということが重要で、量的なことは問わない。教育の質が継続的に保証されているということが重要で、今回の改定で、その部分を重点的に見直されている。

開催回	番号	質問	回答
第5回	5-1	合理化を行わないとプログラムを維持できない場合があるが、審査時に合理化により後退しているとみなされることはないか？	合理化の内容や程度によるが、基本的には修了生のアウトカムズを保証できるような教育システムであることが重要で、その範囲内においてどこかを簡略化したり重点化したりすることは当然ある。審査では、プログラムの主張を聞いて判断するのが基本であるので、そのような合理化を行ったとしても、基準項目のポイントとなるところがそれほど揺らいでいないという説明を是非していただきたい。
	5-2	学習・教育到達目標では詳細な目標を立てた場合でも、その全てを達成することという扱いをせざるをえないと考えてそうしている。そうではなく、多少のこぼこがあっても、全体として達成しているとみなすような考え方もよいのか？	JABEEでは、すべての修了生は学習・教育到達目標に記載されているすべてを達成していることを要件としている。ある目標を細分化して、そのうちの一部を達成すればその目標が達成されるという考え方であれば、そのように学生に説明し、審査では審査チームが納得できるような説明をしていただくしかない。
	5-3	(a)～(i)を含んで設定された学習・教育到達目標が達成されれば、(a)～(i)も身につけたとみなすのが従来の考え方だったが、基準3.2では、(a)～(i)の達成も直接確認するよう求めているのか？	基準3.2は従来の基準3(5)と基本的には同じであり、今以上の対応を求めるつもりはない。すなわち、これまでのように表2により(a)～(i)と学習・教育到達目標との対応の妥当性が確認できればよい。現基準の「修了生がプログラムの学習・教育到達目標を達成することにより、基準1(2)の(a)～(i)の内容を身につけていること。」という表現は、各修了生が身につけていることを確認するよう求めているようにも読めるので、学習・教育到達目標を達成した学生は(a)～(i)を身につけているはずであることを、プログラムとして確認してくださいという意味を明確にするために主語を「プログラム」とし、「点検・確認していること」とした。
	5-4	知識・能力観点(i)の異分野の人との協業については、今回の改定では入っていないと考えてよいのか？	基本的には現基準の解説に書かれている趣旨から変わっていない。他分野や多様性のある人とチームを組むのは実際には難しいが、少なくともそのようなチームで仕事をする必要性は知識として学ぶ機会を設けてほしい。もし、実際にそのようなチームが組めるのであれば、より高い学習・教育到達目標を設定することもできるしJABEEとしても歓迎する。
	5-5	基準3.1は、前回の改定時には「総合的な評価」ということが強調されていた。今回文言として「総合的な評価」が入っていないが、考え方が変わったのか？	「総合的な評価」は、追加で何か(最終試験や面接等)をしないといけないという解釈も出てきてしまっている。本来どういうカリキュラムでどのように目標に割り当てるかはプログラムが決めることなので、そういう表現は弱くした。趣旨としては修了時点ですべての学習・教育到達目標を達成していることをうまく説明してくださいということ。
	5-6	機関別認証評価と連携して重複を減らすという話があったが、大学改革支援・学位授与機構との連携についてであった。例えば大学基準協会との間でも何か行われているのか？	認証評価機関の間で連絡協議会という場を設けて情報交換を行っている。JABEEが今回基準を改定するにあたって、学位授与機構と大学基準協会に説明して意見を聞いた。重複を減らす必要があることは、各評価機関間の共通認識となっているのでその方向に進むと思われる。ただし、評価サイクルのタイミング等が異なるため、同時に採用とはなっていない。学位授与機構との連携はまだ予定であるため、確定版の公表後に大学基準協会との話も進んでいくと思われる。
	5-7	学習・教育到達目標を達成できない履修生をプログラム修了生としないで卒業させることは可能か？	学習・教育到達目標を4年間で達成できない場合、1つは留年させるという方法がある。過去には、目標を達成できない履修生が修了直前に他のプログラムに異動することは認めないので、留年させるしかないという考え方が一時あった。しかし、現在はJABEEのウェブサイトに掲載している「学士課程プログラムの形態(学科等とプログラムとの関係)の取り扱いに関する見解」にあるように、学科の一部が認定対象である場合は、その補集合(非JABEE部分)に名称がついてなくても、目標を達成できない履修生がその部分から卒業できることを明記した。ただし、そういう事態が常態化しているのであれば、教育がうまく行っていない可能性があり、基準4で改善が機能しているかの判定に影響を及ぼす可能性がある。なお、学科全体がプログラム(プログラム名=学科名)の場合は卒業生=修了生でなければならない。
	5-8	中間審査を予定しているが、経過措置がないので改定後の基準で受審する。この場合、若干変更になった部分についてもそちらに乗り換えて受審するというのでよいのか？	そうである。JABEEのウェブサイトに現基準と改定基準の新旧対照表が掲載されており、中間審査の審査項目はそれに従って決まる。また、自己点検書の記述内容は改定基準に則して作成していただくことになる。

開催回	番号	質問	回答
	5-9	自主的な学習に関して、文科省からの通達と思われるが、シラバスの中にどここのページの予習、復習時間を記載するよう言われている。審査で自主的な学習の指導が行われているとはみなせないといった評価がされないか危惧しているがどうか？	法令で定められているのであれば、JABEEが直接要求していなくても順守は当然である。法令やプログラムの判断で入れたことがJABEE認定基準に適合していることの説明に使えるのであれば、そうしていただければよい。